

○阿蘇市農村環境改善センター条例

平成18年 8 月10日阿蘇市条例第41号

阿蘇市農村環境改善センター条例

阿蘇市農村環境改善センター条例（平成17年阿蘇市条例第156号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、阿蘇市農村環境改善センター（以下「改善センター」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

**第2条** 農業経営及び農村生活の改善合理化、農村居住者の健康増進、地域連帯感の醸成等、営農研修、生活改善等の実習の拠点となる場所を提供し、もって地域農業の振興を図るため、改善センターを設置する。

2 改善センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
阿蘇市農村環境改善センター	阿蘇市内牧976番地2

（管理）

**第3条** 改善センターは、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的な運営に努めなければならない。

（業務）

**第4条** 改善センターは、次に掲げる業務を行う。

- （1） 営農研修、生活改善等の拠点となる場所を提供することに関する業務
- （2） 地域農業の振興に関する業務
- （3） 前2号に掲げるほか、設置の目的を達成するために必要な業務

（休館日）

**第5条** 改善センターの休館日は、次のとおりとする。

- （1） 日曜日
- （2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- （3） 年末年始（12月29日から同月31日まで及び1月1日から同月3日まで）
- （4） お盆（8月13日から同月15日）

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(開館時間)

**第6条** 改善センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

(運営協議会)

**第7条** 改善センターを適正かつ円滑に運営するため、阿蘇市農村環境改善センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

2 運営協議会は、センターの運営に関し、市長の諮問に応ずるとともに、必要があるときは、意見を述べるものとする。

(運営協議会の委員等)

**第8条** 運営協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の者から市長が任命する。

- (1) 農業関係団体の代表(農業委員会、農協、農業後継者)
- (2) 地域在住の学識経験者、社会教育関係者
- (3) 市長が指定する団体の代表

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 運営協議会には、委員の互選により、会長及び副会長を置くものとする。

5 運営協議会は、会長が招集する。

(使用許可)

**第9条** 改善センターの施設及び設備を使用しようとする者は、使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理し、許可を与える場合は、第2条に定める使用目的を最優先し、改善センター使用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

3 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用義務)

**第10条** 第9条第2項に基づく使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、市長が指示した事項に留意し、常に善良な使用者として使用しなければならない。

(使用の制限)

**第11条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、改善センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 施設、又は備品を汚損し、若しくは破損するおそれがあると認めるとき。
- (4) 感染症疾患又はその他の病気で他の使用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (5) その他管理上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し)

**第12条** 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第9条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請により許可を受けたとき。

(使用料)

**第13条** 第2条第1項に定める目的外の使用をする場合、使用者は別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

**第14条** 市長は、公用又は公益事業のため改善センターを使用するとき、又は相当の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第3号)を市長に提出し、許可を受けなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理し、許可を与える場合は、減免用の改善センター使用許可書(様式第4号)を交付するものとする。

(使用料の不還付)

**第15条** 納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することのできないとき。
- (2) 使用前に使用の許可を取り消し、又は変更の申出をし、市長が相当の理由があると認めるとき。
- (3) 第12条の規定により、使用を停止し、又は許可を取り消したとき。

(指定管理者による管理)

**第16条** 改善センターの管理は、法第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 2 前項の規定により改善センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、改善センターの休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。
- 3 第1項の規定により改善センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第9条から第12条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 4 第1項の規定により改善センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が改善センターの管理を行うこととされた期間前にされた第9条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 5 第1項の規定により改善センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が改善センターの管理を行うこととされた期間前にされた第9条第2項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

**第17条** 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる業務
- (2) 施設の使用の許可に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が施設の管理上必要と認める業務

(利用料金)

**第18条** 第13条の規定にかかわらず、改善センターの管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に改善センターの施設及び設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、第13条に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により利用料金の減免又は還付をすることができる。

(損害賠償)

**第19条** 故意又は過失により改善センターの施設又は設備等をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部、又は一部を免除することができる。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の阿蘇市農村環境改善センター条例第3条の規定により管理を委託している阿蘇市農村環境改善センターの管理については、平成18年8月31日までの間は、なお従前の例による。

**別表 (第13条関係)**

阿蘇市農村環境改善センター使用料

(円)

時間区分 室名	午前9:00	午後1:00	午後5:00	午前9:00	午後1:00	午前9:00	冷暖房料(1 時間につき)
	~午後 1:00	~午後 5:00	~午後 10:00	~午後 5:00	~午後 10:00	~午後 10:00	
農事研修室 (1室)	3,000	3,000	4,000	6,000	7,000	10,000	410
	6,000	6,000	8,000	12,000	14,000	20,000	820
農事情報室 (OA機器室) (会議室)	1,500	1,500	2,000	3,000	3,500	5,000	200
	1,500	1,500	2,000	3,000	3,500	5,000	200
生活改善室 (1室)	1,500	1,500	2,000	3,000	3,500	5,000	200
	3,000	3,000	4,000	6,000	7,000	10,000	410
(2室)							
調理実習室兼農 産加工室	3,000	3,000	4,000	6,000	7,000	10,000	410

様式第1号(第9条関係)  
様式第1号(第9条関係)

農村環境改善センター使用許可申請書

1 使用の目的

-----  
-----

2 使用の内容

-----  
-----

3 使用の日時

年 月 日 時 分から  
年 月 日 時 分まで

4 使用する施設及び設備

- 農事研修室(1室)      農業情報室(会議室)
- 調理実習室兼農産加工室      農事研修室(2室)
- 生活改善室(1室)      冷・暖房      農業情報室(OA)
- 生活改善室(2室)

5 使用人員(見込み)     -----人

6 使用に関する事項

- ① 物件破損の責任、使用後の清掃整理、火災予防等については、阿蘇市農村環境改善センター条例を遵守します。
- ② 使用料については、使用許可書に示された料金を支払います(ただし、冷暖房費は実質使用時間とする。)

年 月 日

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
          氏名 \_\_\_\_\_  
使用責任者 住所 \_\_\_\_\_  
              氏名 \_\_\_\_\_

阿蘇市長                    様

許 可 第 号

農村環境改善センター使用許可書

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日付で申請のあった、阿蘇市農村環境改善センターの使用については、次のとおり条件を付して許可する。

年 月 日

阿蘇市長

1 使用の目的

-----  
-----

2 使用の内容

-----  
-----

3 使用の日時

年 月 日 時 分から  
年 月 日 時 分まで

4 使用する施設及び設備

- 農事研修室(1室) \_\_\_\_\_ 円     生活改善室(1室) \_\_\_\_\_ 円
- 農事研修室(2室) \_\_\_\_\_ 円     生活改善室(2室) \_\_\_\_\_ 円
- 農業情報室(OA) \_\_\_\_\_ 円     調理実習室兼農産加工室 \_\_\_\_\_ 円
- 農業情報室(会議室) \_\_\_\_\_ 円     冷 ・ 暖 房 料 \_\_\_\_\_ 円

5 使 用 料

合 計 \_\_\_\_\_ 円

6 許 可 条 件

使用後は清掃を行い、管理者の確認を受けること。

農村環境改善センター使用料減免申請書

年 月 日

阿蘇市長 様

申請者 \_\_\_\_\_

使用責任者 \_\_\_\_\_

阿蘇市農村環境改善センター条例第14条に基づき、使用料の減免を申請します。

1 使用の目的

-----  
-----

2 使用の内容

-----  
-----

3 使用の日時

年 月 日 時 分から  
年 月 日 時 分まで

4 使用する施設及び設備

- 農事研修室(1室)       農業情報室(会議室)
- 調理実習室兼農産加工室       農事研修室(2室)
- 生活改善室(1室)       冷・暖房       農業情報室(0A)
- 生活改善室(2室)



減 免

許 可 第 号

農村環境改善センター使用許可書

住 所 \_\_\_\_\_

申請者

氏 名 \_\_\_\_\_

年 月 日付けで申請のあった、阿蘇市農村環境改善センターの使用については、次のとおり条件を付して許可する。

年 月 日

阿蘇市長

1 使用の目的

-----  
-----

2 使用の内容

-----  
-----

3 使用の日時

年 月 日 時 分から  
年 月 日 時 分まで

4 使用する施設及び設備

- 農事研修室(1室)     農業情報室(会議室)
- 調理実習室兼農産加工室     農事研修室(2室)
- 生活改善室(1室)     農業情報室(0A)     生活改善室(2室)

阿蘇市農村環境改善センター条例第14条の規定に基づき、使用料を減額し、又は免除する(ただし、空調使用料については、1時間\_\_\_\_\_円とする。)

5 許 可 条 件

使用後は清掃を行い、管理者の確認を受けること。